

意見案第 2 号

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 29 年 9 月 12 日

提出者 富良野市議会議員 後 藤 英知夫 ⑩

賛成者 同 日 里 雅 至 ⑩

同 同 黒 岩 岳 雄 ⑩

同 同 岡 野 孝 則 ⑩

同 同 広 瀬 寛 人 ⑩

同 同 宇 治 則 幸 ⑩

同 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に設けられている免税制度が、平成 27 年 3 月末で課税免除措置が廃止される予定となっていたが、3 年間の延長措置が認められ、平成 30 年 3 月末での適用期限を迎えることとなる。

経営規模が大きい北海道の農業は、特にトラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。

また、漁業の船舶や鉄道輸送など、あらゆる産業分野で免税軽油が使用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献している。

更に北海道の冬季観光を支えるスキー場では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、現在のスキー人口減少による厳しい経営環境がさらに圧迫され、スキー場の経営が一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

本市のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するために雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免除措置は不可欠なものとなっている。

この軽油引取税の課税免除措置が廃止されれば、農林水産業、冬季観光産業等へ与える影響は深刻であり、地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことから、その継続が強く求められる。

よって、国においては、農林水産業や観光産業など幅広い事業者への影響を考慮し、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

富 良 野 市 議 会